

保護者の皆様へ

宝塚市 保育事業課長

保育料等の減免申請（再計算）について

平素は、宝塚市の教育・保育行政について、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
保育料・延長保育料・副食費（以下「保育料等」といいます。）の減免申請の取り扱いについて、以下のとおりとさせていただきますのでご案内申し上げます。

1 収入減による保育料等の減免申請（再計算）について

下表(A)の期間の保育料等算定の基となった収入と下表(B)の期間の収入見込額を比較し、60%未満になると客観的資料により証明できる場合は、保育料等の再計算を行います。保育料等の再計算は、減免申請のあった月の翌月分から行いますが、保育料等決定月の翌月末日までに減免申請があった場合は、保育料等決定月の分から再計算を行います。

以下に申請月ごとの減免対象期間、保育料等算定基準期間、比較する収入期間を示します。

申請月	減免対象となる 保育料の期間	(A) 保育料の算定基準と なる期間	(B) 比較する期間
令和 7 年(2025 年) 4 月～ 令和 7 年(2025 年) 8 月	申請日翌月～ 令和 7 年(2025 年) 8 月	令和 5 年(2023 年)1 月 1 日～ 令和 5 年(2023 年)12 月 31 日	令和 7 年(2025 年)1 月 1 日～ 令和 7 年(2025 年)12 月 31 日
令和 7 年(2025 年) 9 月～ 令和 8 年(2026 年) 3 月	申請日翌月～ 令和 8 年(2026 年) 3 月	令和 6 年(2024 年)1 月 1 日～ 令和 6 年(2024 年)12 月 31 日	

- (注意)
- ・ 保育料等決定月の翌月の末日までに減免申請があった場合は、保育料等決定月の分から再計算を行います。
 - ・ 保育料等の減免申請は保育料等切り替え月（4 月、9 月）ごとに申請が必要です。
 - ・ (A)について転入等で宝塚市に収入情報が無い場合は、収入がわかる書類を提出いただく必要があります。
 - ・ (B)比較する期間の収入には、雇用保険受給額、休業補償金、疾病手当金、出産手当金、育児休業給付金、退職金等を含み、以下のような書類を提出いただく必要があります。
 - 給与明細書
 - 源泉徴収票
 - 解雇通知等失業を証明する書類
 - 廃業届
 - 給与支払見込証明書
 - 雇用保険受給資格者証
 - 育児休業給付金支給決定通知書
 - など
 - ・ (B)比較する期間の終了後に実際に 60%未満になっているかの確認のため源泉徴収票や確定申告書の提出を求める場合があります。

2 風水害、火災等による保育料等の減免申請（再計算）について

風水害、火災等による認定変更申請の場合、その損害額（実損額－保険金等による補填額）が、保育料等の算定基準となる期間の収入の10分の3以上の方が対象となります。また、被災を証明する官公署の証明書を提出いただく必要があります。

3 申請時の収入見込み額より実際の収入が上回った場合、または上回ると見込まれる場合はすみやかに当課までお申し出ください。階層区分の認定変更を再計算し、減免後の階層区分を上回る場合、下がりすぎた保育料等を遡って納付いただきますのでご了承ください。申し出がない場合も税申告情報をもとに再計算を行うこととなりますのでご注意ください。

4 申請書は、宝塚市ホームページの「ページ番号検索」で ID「1038701」とキーワードを入力して検索すればダウンロードできるページが表示されます。ページ内の「保育料等の減免申請（再計算）について」からダウンロードしてご利用ください。

5 お問い合わせ先
宝塚市役所 保育事業課 電話 0797-77-2037